



山形県公報

平成30年4月20日（金）
第2937号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…411
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…412
- 同……………（同）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…413
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（同）…414
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…415
- 土地改良区の定款変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…416
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…417
- 県道の供用の開始……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 都市計画事業の変更の認可……………（下水道課）…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁総務課）…418
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…同
- 一般競争入札の公告……………（新庄病院）…419
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（病院事業局）…421

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第352号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地          | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------|----------------------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人和南陽市若狭郷屋27番地の27    | ろっかく<br>南陽市宮内1178番地4 | 放課後等デイサービス | 平成30. 4. 12 |

## 山形県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|------------------------------|--------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 株式会社社託人會<br>酒田市相生町一丁目6番11号   | みかわベース<br>東田川郡三川町大字猪子字<br>大堰端338番15号 | 生 活 介 護     | 10名 | 平成30. 3. 30 |

## 山形県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------------------------|----------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人庄内町社会福祉協議会<br>東田川郡庄内町余目字大塚1番地2 | 介護センターほほえみ<br>東田川郡庄内町余目字三人谷地70番地 | 同 行 援 護     | 平成30. 3. 30 |

## 山形県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山東根土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 安 達 修 蔵 | 村山市楯岡新町二丁目11番30号 |
| 同        | 元 木 久 雄 | 同 荒町一丁目1番2号      |
| 同        | 板 垣 誠   | 同 大字名取881番地の内第1号 |
| 同        | 柴 田 一 弥 | 同 河島甲9番地         |
| 同        | 田 中 和 幸 | 同 乙166番地         |
| 同        | 板 垣 厚 志 | 同 楯山11番地         |
| 同        | 安 達 茂   | 同 土生田1964番地      |
| 同        | 石 山 公 己 | 同 本飯田594番地       |

|     |         |                  |
|-----|---------|------------------|
| 同   | 横 尾 芳 也 | 東根市一本木二丁目 2 番48号 |
| 同   | 宮 下 敏 徳 | 同 本丸北一丁目 5 番12号  |
| 同   | 森 谷 敏 正 | 同 大字長瀨806番地      |
| 同   | 伊 藤 敏 夫 | 同 1315番地         |
| 同   | 鈴 木 勝   | 同 1083番地         |
| 監 事 | 柴 田 雅 彦 | 村山市大字河島甲 5 番地    |
| 同   | 松 田 高 雄 | 東根市本丸西二丁目 2 番18号 |
| 同   | 丹 野 哲 郎 | 村山市楯岡楯11番 8 号    |

山形県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山東根土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                |
|----------|---------|--------------------|
| 理 事      | 安 達 修 蔵 | 村山市楯岡新町二丁目11番30号   |
| 同        | 元 木 久 雄 | 同 荒町一丁目 1 番 2 号    |
| 同        | 板 垣 誠   | 同 大字名取881番地の内第 1 号 |
| 同        | 田 中 和 幸 | 同 河島乙166番地         |
| 同        | 柴 田 雅 彦 | 同 甲 5 番地           |
| 同        | 板 垣 厚 志 | 同 楯山11番地           |
| 同        | 安 達 茂   | 同 土生田1964番地        |
| 同        | 石 山 公 己 | 同 本飯田594番地         |
| 同        | 横 尾 芳 也 | 東根市一本木二丁目 2 番48号   |
| 同        | 横 尾 憲 雄 | 同 本丸南二丁目 2 番18号    |
| 同        | 森 谷 敏 正 | 同 大字長瀨806番地        |
| 同        | 伊 藤 敏 夫 | 同 1315番地           |

|    |       |   |                |
|----|-------|---|----------------|
| 同  | 伊藤恵一郎 | 同 | 1194番地         |
| 監事 | 佐藤昇   | 同 | 村山市楯岡湯沢9番17号   |
| 同  | 松田高雄  | 同 | 東根市本丸西二丁目2番18号 |
| 同  | 井上正俊  | 同 | 村山市大字河島乙251番地  |

## 山形県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                 |
|----------|-------|--------------------|
| 理事       | 高橋龍一  | 寒河江市仲谷地二丁目15番地の8号  |
| 同        | 吉田正幸  | 西村山郡河北町谷地甲250番地    |
| 同        | 菊地順悦  | 寒河江市字タカへ135番地      |
| 同        | 柏倉吉美  | 同 大字柴橋2045番地       |
| 同        | 國井敏夫  | 同 八畝1611番地         |
| 同        | 椎名啓一郎 | 同 本楯一丁目79番地の1号     |
| 同        | 落合惣兵衛 | 同 大字白岩1952番地       |
| 同        | 三瓶義雄  | 同 箕輪261番地          |
| 同        | 井上忠喜  | 西村山郡河北町大字溝延553番地の3 |
| 同        | 奥山喜男  | 同 字畑中149番地の1       |
| 同        | 松田広己  | 同 大字岩木262番地        |
| 監事       | 日下部憲昭 | 山形市富の中二丁目8番15号     |
| 同        | 芳賀博   | 寒河江市大字西根2067番地     |
| 同        | 黒田志美夫 | 西村山郡河北町谷地辛63番地     |

## 山形県告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所               |
|----------|-------------|-------------------|
| 理 事      | 國 井 敏 夫     | 寒河江市大字八楸1611番地    |
| 同        | 奥 山 喜 男     | 西村山郡河北町字畑中149番地の1 |
| 同        | 吉 田 正 幸     | 同 谷地甲250番地        |
| 同        | 芳 賀 博       | 寒河江市大字西根2067番地    |
| 同        | 松 田 広 己     | 西村山郡河北町大字岩木262番地  |
| 同        | 奥 津 光 芳     | 同 溝延321番地         |
| 同        | 土 田 好 悦     | 寒河江市字道生173番地      |
| 同        | 武 田 昌 彦     | 同 大字高屋143番地       |
| 同        | 安 孫 子 賢 勇   | 同 柴橋1665番地        |
| 監 事      | 長 岡 正 一     | 山形市五十鈴一丁目4番地の47号  |
| 同        | 東 海 林 富 美 男 | 寒河江市大字白岩217番地     |
| 同        | 三 瓶 昭 弘     | 同 箕輪263番地         |

## 山形県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3
- 3 認可年月日  
平成30年4月10日

## 山形県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                 |
|----------|-------|--------------------|
| 理事       | 渡部清司  | 西置賜郡小国町大字町原331番地の2 |
| 同        | 遠藤和彦  | 同 大宮149番地          |
| 同        | 伊藤実千昌 | 同 田沢頭420番地         |
| 同        | 金 繁   | 同 小渡314番地          |
| 同        | 舟山数夫  | 同 若山25番地           |
| 同        | 五十嵐統一 | 同 湯の花129番地         |
| 同        | 下林政志  | 同 増岡593番地          |
| 同        | 木村梅雄  | 同 針生103番地          |
| 同        | 木村洋悦  | 同 貝少53番地           |

## 山形県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所               |
|----------|-------|------------------|
| 理事       | 遠藤和彦  | 西置賜郡小国町大字大宮149番地 |
| 同        | 五十嵐統一 | 同 湯の花129番地       |
| 同        | 舟山数夫  | 同 若山25番地         |
| 同        | 木村梅雄  | 同 針生103番地        |
| 同        | 大谷健人  | 同 西142番地の3       |
| 同        | 金 繁   | 同 小渡314番地        |
| 同        | 伊藤実千昌 | 同 田沢頭420番地       |
| 同        | 下林政志  | 同 増岡593番地        |
| 同        | 木村洋悦  | 同 貝少53番地         |

**山形県告示第362号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成30年4月20日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 北村山郡大石田町大字大浦字矢ノ沢1230番285から<br>同 外山2044番2まで | 旧    | 24.0メートル<br>} 10.0 | メートル<br>247 |
| 同 上                                        | 新    | 40.0メートル<br>} 22.0 | 同 上         |

**山形県告示第363号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年4月20日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字川井字元立1021番1から  
同 1076番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月20日

**山形県告示第364号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
小国町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 小国都市計画下水道事業  
(2) 名称 小国公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成5年1月19日から平成37年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年4月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人まごころサービスさくらんぼ
  - (2) 代表者の氏名  
松村 武雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市本町二丁目8番3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象に、「明るく・楽しく・誠実に」をモットーとし、助け合いの精神を基に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力し合って創造的な福祉サービスを提供し、享受され、望ましい地域社会づくりをめざしつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年4月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すぎの子クラブ
  - (2) 代表者の氏名  
長澤 善久
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東置賜郡川西町大字堀金1527番地1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、労働等により昼間保護者が家庭を不在にする川西町中郡地区内小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与える事業を行い、児童の生活環境の整備を促進し、福祉の増進を図り、地域社会との連携を行い、安全で健全な育成を図り広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年4月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 鶴岡市体育協会
  - (2) 代表者の氏名  
渡部 正芳
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市小真木原町2番1号
  - (4) 定款に記載された目的



この法人は、鶴岡市民を中心に広く周辺地域住民を対象として、体育・スポーツの振興に関する情報収集・提供事業、選手・スポーツ指導者の育成及び派遣、研修事業、体育・スポーツ施設の管理・運営事業、スポーツ功労者等の顕彰事業を行うことにより、健全な精神の涵養を図ると共に、青少年から高齢者まで健康で健やかな人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、感染性廃棄物の収集運搬業務及び処分業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年4月20日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
- (2) 日時 平成30年5月10日（木）午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

#### イ 感染性廃棄物の収集運搬業務

- |                  |      |         |
|------------------|------|---------|
| (イ) 50リットル段ボール容器 | 予定数量 | 37,400個 |
| (ロ) 20リットルポリ容器   | 予定数量 | 1,190個  |
| (ハ) 50リットルポリ容器   | 予定数量 | 2,040個  |

#### ロ 感染性廃棄物の処分業務

- |                  |      |         |
|------------------|------|---------|
| (イ) 50リットル段ボール容器 | 予定数量 | 37,400個 |
| (ロ) 20リットルポリ容器   | 予定数量 | 1,190個  |
| (ハ) 50リットルポリ容器   | 予定数量 | 2,040個  |

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成33年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)のイの(イ)から(ハ)まで及びロの(イ)から(ハ)までごとの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、(1)のロの(イ)から(ハ)までの産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、当該産業廃棄物の処分業務に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から1個当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1個当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の108分の100に相当する金額に1個当たりの産業廃棄物税を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 2の(1)のイの役務に係る営業に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により必要な許可（以下「本件収集運搬業の許可」という。）及び2の(1)のロの役務に係る営業に関し同条第6項の規定により必要な許可（以下「本件処分業の許可」という。）を受けていること。ただし、本件処分業の許可を受けていない者にあつては、その者が本件収集運搬業の許可を受けていること並びにその者が落札した場合において2の(1)のロの役務を履行することとなる者が本件処分業の許可を受けていること及び適正に当該役務を履行することを証明できること。
- (6) この公告による他の入札参加者に係る入札において、2の(1)のロの役務を履行する者となっていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係  
電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された2の(1)イの(イ)から(ハ)まで及びロの(イ)から(ハ)までごとの予定価格の範囲内であつて、かつ、2の(1)イの(イ)から(ハ)まで及びロの(イ)から(ハ)までごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額（ただし、処分業務の提携により入札に参加した者の入札にあつては、2の(1)イの(イ)から(ハ)までごとの入札価格及びロの(イ)から(ハ)までごとの確約書に記入された金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額とする。）が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。
- ただし、処分業務の提携により入札に参加した者が最低価格入札者となった場合において、その提携処分業者が入札参加資格審査日から開札日までの期間中のいずれかの日において山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内での価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った次順位の者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年5月1日（火）午後3時までに山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係に提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、本件処分業の許可を受けていない者が落札者となった場合は、2の(1)のイ及びロの役務を履行する者ごとに契約を締結するものとする。
- (4) 契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Collection, transportation and disposal of infectious waste: 1set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 10, 2018

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233 (22) 5525

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年4月20日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システム更新整備等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局県立病院課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2325
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 3,700,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤      | 正   |
|-------------|------------|-----|----|--------|-----|
| 平成30. 3. 30 | 第2931号     | 318 | 23 | 第4条第2項 | 第4条 |

平成30年4月20日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年4月20日発行 発行人 山形県